

令和2年度 新型コロナウイルス感染症に対応した輸出促進活動支援 事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請書提出

※交付申請は、「とっとり電子申請サービス」による送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

※交付決定前に着手した事業については、交付決定日以降に事業完了（補助事業の成果を補助事業者が確認した日）予定の事業に限ります。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則 20 日以内）

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から 20 日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

※事業を変更する場合には、事前に県の承認が必要です。変更申請書を下記提出先に郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

※事業完了日：補助事業の成果を補助事業者が確認した日です。

5. 実績報告書提出（事業完了日から 30 日以内又は令和 3 年 2 月 28 日のいずれか早い日）

※実績報告は、「とっとり電子申請サービス」による送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

※実績報告書には、補助対象経費を確認出来る書類、成果物（代行営業の結果報告書、作成したチラシ・パンフレット・DVD 等）及び実施した事業の写真等を添付してください。

◎補助金の支払い

※実績報告書とともに、補助金の振込依頼書をお送りください（口座登録している場合を除く）。補助金の額の確定通知後、2 週間程度を目途に口座振込で補助金を支払います。

※証拠書類等は事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間保存する必要があります。

【資料提出・問い合わせ先】

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局 販路拡大・輸出促進課 輸出促進担当

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 電子メール：hanro-yusyutsu@pref.tottori.lg.jp

電話：0857-26-7963 ファクシミリ：0857-21-0609